

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率について

平成 28 年 9 月 15 日
南砺市総務部財政課

平成 27 年度決算に基づく平成 28 年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 2 条第 1 項の規定により公表いたします。

なお、この法律は、財政の健全性に関する比率の公表の制度を設けること、“市”の財政健全化及び“公営企業”の経営健全化を促進することを目的として制定されました。

当市では、より健全な財政運営の実現に向けて本比率を活用し、年度間の比較や他市との比較などを継続的に行います。

○「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について

- ①実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
 - ②連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
 - ③実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金の標準財政規模に対する比率
（平成 25 年度～平成 27 年度の平均値です。）
 - ④将来負担比率：一般会計等が将来負担する負債の標準財政規模に対する比率
- ※①～④をあわせて「健全化判断比率」といいます。
※標準財政規模は、22,513,950 千円です。
- ⑤資金不足比率：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

○当市の状況について

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
健全化判断比率	－（なし） 参考：実質黒字比率 9.17%	－（なし） 参考：連結実質黒字比率 28.04%	6.1%	－（なし）

＜参考＞当市に適用される基準

早期健全化基準	12.27%	17.27%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画の策定が必要です。

※①、②、③のいずれかが財政再生基準以上の場合、財政再生計画の策定が必要です。

	⑤資金不足比率
水道事業会計	－
病院事業会計	－
下水道事業会計	－
簡易水道事業特別会計	－
工業用地造成事業特別会計	－

※「－」は、資金不足でないことを表します。

＜参考＞

当市に適用される経営健全化基準
20.0%

※資金不足比率が経営健全化基準以上の場合、経営健全化計画の策定が必要です。

健全化判断比率及び資金不足比率の説明

○実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合

$$\text{実質赤字比率} = \text{一般会計等※の実質赤字額} \div \text{標準財政規模※}$$

※標準財政規模…標準状態における地方公共団体の一般財源（使いみちの決まっていないお金）の規模を表します。

具体的には標準税収入額等（法律に基づいて算出した市税の収入見込額と地方譲与金など）＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額で算出します。

※一般会計等…平成27年度における南砺市の場合は一般会計とバス事業特別会計が該当します。

○連結実質赤字比率

標準財政規模に対する連結実質赤字額の割合

$$\text{連結実質赤字比率} = \text{連結実質赤字額※} \div \text{標準財政規模}$$

※連結実質赤字額…全会計の実質赤字額（企業会計においては資金不足額）の合計が実質黒字額（資金剰余額）の合計を越える額

○実質公債費比率

標準財政規模に対する一般会計等が実質的に負担する元利償還金等の割合。通常、

過去3カ年の平均の数値で表します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$$

- A 地方債の元利償還金（繰上償還分は除く）
- B 準元利償還金（公営企業債の償還財源に充当する繰出金や一時借入金の利子など元利償還金に準ずるもの）
- C 元利償還金・準元利償還金に充当される特定財源
- D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E 標準財政規模

○将来負担比率

標準財政規模に対する一般会計等が将来負担しなければならない負債の割合

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

- A 将来負担額 一般会計等の地方債残高、適債性のある経費に対する支出負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、一部事務組合の地方債の元金償還に対する負担見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額などの合計
- B 充当可能基金額
- C 特定財源見込額
- D 地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額
- E 標準財政規模
- F 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

○早期健全化基準

早期健全化基準は健全化判断比率の比率ごとに基準が定められており、うち1つでも基準を越えると財政状況が悪化していると判断されます。財政健全化計画の策定などが義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

○財政再生基準

将来負担比率を除く上記3つの比率ごとに基準が定められています。1つでも基準を越えると、財政状況が著しく悪化しており自主的な財政健全化が困難であると判断されます。財政再生計画の策定が義務づけられ、国等の関与により確実な財政再生が図られることになります。

○資金不足比率

各公営企業の事業規模に対する資金不足額の比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模※}}$$

※事業規模 料金収入などによる営業収益から受託工事収益を引いたもの

○経営健全化基準

資金不足比率がこの基準を越えると経営健全化計画の策定が義務づけられます。健

全化判断比率における早期健全化基準に相当するもので、通常の公営企業は20%です。